

令和4年 第10回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和4年10月18日 午後6時30分			
開会日時	令和4年10月18日 午後6時30分			
閉会日時	令和4年10月18日 午後7時02分			
開催場所	ふじみ野市役所第二庁舎3階 B301会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	富田信太郎	出席	教育部長 山中 昇 主幹兼大井中央公民館長 内田 徳子
	2	丸山 昇	出席	教育総務課長 工藤 淳 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 高崎 直成
	3	茂井万里絵	出席	学校教育課長 石川 聖徳 主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高 修一
	4	西山 幸吉	出席	学校給食課長 桑子 恵美
			社会教育課長 永倉 秀雄	
書記	教育総務課副課長 山崎 純	傍聴人数	0人	

会 議 概 要

議 事 等

- 報告事項 ふじみ野市教育委員会職員服務規程の一部を改正することについて（承認）
- 報告事項 ふじみ野市小・中学校職員服務規則の一部を改正することについて（承認）
- 報告事項 ふじみ野市教育委員会職員人事について（承認）

（18時30分）

教育長

○開会の宣告

ただ今から、令和4年第10回定例教育委員会会議を開催いたします。

教育長

○会議録の承認

まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。

事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等がございますか。

各委員

（確認事項なし）

教育長

特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。後ほど、委員の皆様のお署名をお願いいたします。

<p>教育長</p>	<p>○教育長からの報告</p> <p>それでは、報告させていただきます。</p> <p>(教育長からの報告)</p>
<p>教育長</p>	<p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(確認事項なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項3件です。</p>
<p>○非公開の確認及び審議順序の変更</p>	
<p>教育長</p>	<p>ここでお諮りします。本日、報告させていただく件数番号3の報告事項「ふじみ野市教育委員会職員人事について」は、人事案件のため非公開として最後に御報告いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(了承)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、そのように決定いたします。</p>
<p>○報告事項（件数番号1）</p>	
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告事項「専決処分に関する報告（ふじみ野市教育委員会職員服務規程の一部を改正することについて）」を、教育総務課長から報告をお願いします。</p>
<p>教育総務課</p>	<p>ふじみ野市教育委員会職員服務規程の一部を改正することについて御説明いたします。</p> <p>今回の改正理由でございますが、「地方公務員法の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が改正されました。改正内容は、育児休業・育児参加のための休暇をより柔軟に取得できるようにするためのもので、主な改正点は3点です。</p> <p>1点目は、育児休業の取得回数制限が緩和され、子が3歳の誕生日の前日までに、これまでは原則1回だったのが2回まで取得可能となりま</p>

	<p>した。また、これとは別に、子の誕生日から57日以内にする育児休業についても2回まで可能となりました。</p> <p>2点目は、育児参加のための休暇（対象：男性職員）について、その対象期間が拡大され、出産後8週間を経過する日までから、出産後1年を経過する日までに期間が拡大されました。</p> <p>3点目は、非常勤職員について、育児休業取得要件の緩和や育児休業の取得の柔軟化に関する規定が整備されました。</p> <p>これらの法律の改正に伴いまして、ふじみ野市教育委員会職員服務規程の手続き関係や様式について一部改正が必要になりましたので、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定により教育長の専決処理といたしましたので、同条第4項の規定により報告するものでございます。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
各委員	(なし)
教育長	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。</p>
	<p>○報告事項（件数番号2）</p>
教育長	<p>次に、報告事項「専決処分に関する報告（ふじみ野市小・中学校職員服務規則の一部を改正することについて）」を、学校教育課長から報告をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>「地方公務員の育児休業に関する法律」が施行されたことに伴い、育児休業の取得回数制限が緩和され、これまで3歳の誕生日の前日までに、原則1回の取得であったものが、2回まで取得可能になりました。また、この誕生日から57日以内に取得する育児休業についても2回まで可能となりました。さらに、子の誕生日から57日以内の育児休業の請求期限も2週間前までに緩和されました。この内容について「ふじみ野市立</p>

<p>教育長</p>	<p>小・中学校職員服務規則」の手續きや様式に一部改正が必要となりました。このことについてふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定により教育長の専決処理としましたので、同条第4項の規定により報告します。報告事項は以上です。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>改善されて非常に良くなったと思います。この改正が周知徹底されないと意味がないと思います。ぜひ、各学校で該当する職員に対して周知徹底して、より良い環境を作っていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ぜひ、そのようにさせていただきたいと思います。他はいかがでしょうか。</p>
<p>茂井委員</p>	<p>教育委員会のほうでは介護休業が入っておりますが、教職員にはないのですか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>入っております。今回の改正については育児休業という部分の改正でございます。</p>
<p>茂井委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>教育長</p>	<p>他はよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。以上で、公開とする議案及び報告事項等の審議を終了いたします。</p>
<p></p>	<p>○各課からの報告</p>
<p>教育長</p>	<p>この後は非公開の審議になりますので、別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>(各課長：報告)</p>

<p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>○次回の日程等</p> <p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、令和4年11月22日(火)午後6時30分から、会場は市役所第2庁舎3階B301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(了承)</p> <p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p> <p>それでは、ここからは非公開となりますので、教育部長、教育総務課長以外の職員は退席をお願いします。</p> <p>○報告事項（件数番号3）</p> <p>それでは、ここからは非公開とします。</p> <p style="text-align: center;">非公開</p> <p>○非公開の解除</p> <p>ここで非公開を解除し、改めて報告事項「ふじみ野市教育委員会職員人事について」が報告の内容のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、令和4年第10回定例教育委員会会議を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
<p>(19時02分)</p>	